

障がい者相談支援事業とは？

芦屋市保健福祉センター内にあり、障がい（身体、知的、精神、発達）、難病に関する様々な相談事を伺う「相談の第一窓口」です。

相談の対象は？

- 障がいのある人
- こどもの発達などに心配のある人
- 指定難病で障がい福祉サービスの利用を検討している人
- 障がいがあるかもしれない人への対応を悩んでいるご家族や近隣にお住まいの人
・・・など

障がいに関するご相談を幅広く伺います。

※芦屋市にお住まいの人が対象です。

どんな人が相談に乗ってくれるの？

芦屋市から委託を受けている市内の相談支援事業所（以下の3事業所）から相談員が集まり、地区ごとに相談対応を行っています。

社会福祉法人 三田谷治療教育院

社会福祉法人 芦屋メンタルサポートセンター

社会福祉法人 芦屋市社会福祉協議会

障がいに関する情報の
ポータルサイト

あしやねっと♪
もご活用ください



芦屋市保健福祉センターへのアクセス



阪神芦屋駅から徒歩約13分

JR芦屋駅から徒歩約15分



阪急バスをご利用の場合

JR芦屋駅(南口)からは<<8系統>> <<11系統>>

「呉川町」下車。南へ徒歩1分

阪急芦屋川駅・JR芦屋駅(南口)からは<<8系統>>

「呉川町」下車。南へ徒歩1分

阪急芦屋川駅・JR芦屋駅・阪神芦屋駅からは<<1系統>>

「中央公園前」下車。北へ徒歩2分



笑顔

と

まごころ

で対応いたします

お気軽にご相談ください



芦屋市障がい者相談支援事業

住所：芦屋市呉川町14-9

(芦屋市保健福祉センター1階)

電話：0797-31-0692

FAX：0797-32-7529

窓口受付時間 平日 午前9時 ～ 午後5時まで

電話受付時間 平日 午前9時 ～ 午後5時30分まで

芦屋市障がい者相談支援事業の主な業務

1 障がいのある人の日常生活での悩み・困りごとの相談

～ ご相談内容の例 ～

- 障がい福祉サービスを使いたい
- 障がい者手帳や障害年金など申請の流れを教えてほしい
- 発達検査を受けたい
医療機関を知りたい
- 学校に行けない
居場所が欲しい
- お金の管理ができない
書類の理解や整理が難しい

お話を伺って、相談内容に応じて、地域の社会資源(医療機関、障がいのある人を対象にした事業所、つどいの場など)の情報提供を行い、関係機関とも連携しながら対応いたします。



2 障がい福祉サービスの利用相談

相談を経て、ホームヘルパーの利用や事業所への通所、短期入所などの障害福祉サービスを利用されることとなった場合には、相談支援事業所(計画相談支援)につなぎ、サービス利用に向けての支援を行います。



～ 計画相談支援とは～

相談支援専門員が、障がい福祉サービスの利用に必要なサービス等利用計画を作成し、福祉サービスや地域の社会資源におつなぎします。

また、関係機関とも連携し、ニーズの実現に向けたサービス利用が出来るよう支援します。

3 障がい児機能訓練事業の申込受付

保健福祉センター内で行われている、障がい児機能訓練事業(理学療法・言語療法・作業療法)の申し込みを受け付けています。

※就学前の児童は市役所障がい福祉課で受け付けます。

